

議案第44号

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

宗教法人法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の従たる事務所」
を「第52条第2項又は第53条の規定により登記された事務所」に改める。

付 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。